

第2回 大丸有スマートシティプロジェクト アドバイザリーボード 議事要旨

日時)2024年3月11日(月)10:30~12:00

場所)DMO TOKYO Marunouchi

■議事

1. 大丸有地区カメラシステム管理運用規程に定める監査の実施について
2. カメラ映像のAI解析結果(人流データ)のダッシュボード構築、一般公開について
3. Marunouchi Street ParkにおけるAI警備実証実験について
4. 大手町ビル屋上の社会実験効果測定に関するカメラ利用について
5. 学術研究機関への協力について
6. カメラ画像の取扱いについて
7. 仲通りカメラの新規設置にあたって必要な対応について

■議事要旨

① 議事1 大丸有地区カメラシステム管理運用規程(以下、「本規程」という。)に定める監査の実施について、委員から以下の意見および提言を受けた

- ・ 実施した監査の内容を具体的に教えていただきたい。
(協議会発言)本規程に規定されている内容が運用されているかを、規程の条項ごとにチェックリストを用いて調査およびヒアリングにより確認した。
- ・ アドバイザリーボードは本規程の運用に係るリーガルレビュー等を行う役割ではなく監査状況にかかる報告に対してアドバイスを行う立場である前提でコメントを行う。
- ・ カメラシステムの変更があると、以前使用できていた機能が使えなくなったりパスワードが変更されていたりする等、システム上のトラブルが発生する可能性もあるので、監査の中ではカメラシステムの変更等の有無についても確認したほうがよいと思われる。
- ・ 本規程策定から一定の期間ごとに、第7条(管理運用留意事項)・第9条(記録映像と運共同利用及び活用)を中心に、必要に応じてリーガルレビューを別途実施し、その指摘を踏まえた状況を監査の中でも確認することも検討されたい。

② 議事2 カメラ映像のAI解析結果(人流データ)のダッシュボード構築、一般公開について、委員から以下の意見および提言を受けた

- ・ AI解析結果の人流データは特徴量を取得していないため、その点を対外的に明示したほうがよいと思われる。

③ 議事3 Marunouchi Street ParkにおけるAI警備実証実験について、委員から以下の意見および提言を受けた

【MARUNOUCHI STREET PARKでのカメラ活用に関して実施した事項】

- 防犯カメラを活用し、リアルタイムな駆け付け警備に関する実証を実施
- AI画像解析によるイベント時の群警備の効率化に関する実証を実施

- ・ 今回は疑似的な検証であったため当該事象は起こらなかったが、システム上の誤発報(例えば、喧嘩が起きていないにも関わらずAI解析上、喧嘩が発生したと誤認される等)に基づき駆け付けた警備員と現場にいる人でト

ラブルが生じることも想定されるので、実装の際には対応マニュアル等も整備することを想定して検討することが望ましい。

- ・ トラブル等が生じたときのカメラシステム上の発報の形式について、画面上にアラートが出るだけでは画面確認者が気づかない可能性も考えられるため、実運用時には警告音等も合わせて発報されるようなことも一考だと考えられる。

④ 議事 4 大手町ビル屋上の社会実験効果測定に関するカメラ利用について、委員から以下の意見および提言を受けた

【大手町ビル屋上の社会実験効果測定に関するカメラ利用に関して実施した事項】

- 屋外ワークプレイスで働くことによる各種効果の検証
- 大手町ビル屋上設置のカメラでワーカーの就業時の様子を撮影、サーモグラフィー、アンケートと照合し効果を検証。

- ・ カメラ映像取得の周知はどのように実施したか。

(協議会発言)屋上の入り口、屋上の何カ所かに掲示している。

- ・ 本件でも屋上利用者に対して社会実験に伴いカメラ映像を取得している旨は周知されていたが、以後同様の取組を行う際にも利用者へカメラ映像を取得する点をしっかり周知することが重要である。
- ・ 委託先にはどのような手法でデータ提供しているのか。

(協議会発言)容量が大きいためクラウドサービス経由で提供。パスワードをかけて共有の上、パスワードは別途メールで伝達している。

- ・ 本件を含め、委託先に提供したカメラ映像等が使用後に確実に削除されているかを、監査の一環で確認することが望ましい。

⑥ 議事 5 学術研究機関への協力について、委員から以下の意見および提言を受けた

【学術研究機関への協力に関して検討中の事項】

- カメラ画像の AI 解析の精度に関する研究に対して当エリアで取得したカメラ映像を提供することを検討中

- ・ 本件については個人情報保護法第 27 条に基づく「第三者提供」として、第三者としての学術研究機関が学術研究目的で取り扱うものとして対応することが適切である。
- ・ 同法第 27 条に「個人の利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。」という条文があるため、カメラ映像を特徴量化しない点や、適切なデータ管理、研究後のデータ消去等に関する事項を、文書等にて取り決めることが重要である。

⑦ 議事 6 カメラ画像の取扱いについて、委員から以下の意見および提言を受けた

- ・ “個人が特定できる”とはその人と判別できる(顔だけではなくそれ以外の情報からも判別できる可能性がある)状態であるため、判別ができないように処理等がされている画像であれば、特に制限なく使用可能である。

⑧ 議事 7 仲通りカメラの新規設置にあたって必要な対応について、委員から以下の意見および提言を受けた

- ・ 既設置カメラと同様に、カメラ設置に関するお知らせとして撮影データの利用目的等を周知することが重要である。

以上